

予算決算委員会会議録

1. 開催年月日

令和8年3月11日

開会 9時59分

閉会 14時23分

2. 開催場所

全員協議会室

3. 出席委員名

松 本 周 平	多 賀 紀代子	山 田 幾久枝	柳 本 益 裕
木 尾 容 子	沖 久 教 人	妹 尾 文 彦	多 賀 信 祥
西 村 慎次郎	荒 木 謙 二	惣 台 己 吉	坊 野 公 治
上 野 安 是	大 滝 文 則	宮 地 俊 則	佐 藤 豊

4. 欠席委員名

西 田 久 志

5. その他の会議出席者

(1) 議 長 山 下 憲 雄

(2) 説明員

副 市 長	猪 原 慎太郎	総 務 部 長	藤 原 雅 彦
市民生活部長	久 安 伸 明	健康福祉部長	片 山 恭 一
建設経済部長	曾 根 剛	水 道 部 長	田 中 大 三
総合政策部参与	岩 本 展 到	総 務 部 参 与	片 井 啓 介
市民生活部次長	朝 原 博 幸	健康福祉部次長	中 山 浩 一
建設経済部次長	池 田 泰 之	水 道 部 次 長	田 口 政 之
総合政策部参与	西 本 勝 志	建設経済部参与	金 政 吉 伸
監査委員事務局長	谷 本 充 浩	会 計 管 理 者	小 谷 拓 也
企画振興課長	片 山 直 紀	プロジェクト推進室長	岡 田 千 稔
危機管理課長	梶 井 克 也	財 政 課 長	西 本 晴 雄
税 務 課 長	大 山 次 郎	市 民 課 長	藤 田 昌 巳
市民活動推進課長	岩 本 陽 子	芳 井 支 所 長	中 新 純 史
美 星 支 所 長	山 本 勝 巳	子育て支援課長	大 塚 建
介護保険課長	森 川 正 康	健康医療課長	西 本 訓 子
甲南保育園長	坂 谷 佳 美	商 工 課 長	亀 田 博 行
観光交流課長	藤 岡 健 二	農 林 課 長	馬 越 敏 晴

上水道課長	廣澤崇志	福祉課長補佐	川合進
下水道課長補佐	清水恵子	市民課戸籍住民係長	藤井宏美
教育長	森川孝一	教育次長	西村直樹
教育総務課長	岡崎直子	生涯学習課長	田中稔

(3) 事務局職員

事務局長	岡崎祐一	事務局次長	藤井隆史
------	------	-------	------

6. 傍聴者

(1) 一般 0名

(2) 報道 1名

7. 発言の概要

委員長（惣台己吉君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

初めに、副市長の御挨拶をお願いします。

副市長（猪原慎太郎君） 皆さん、おはようございます。

今日は3月11日、3・11ということで、東日本大震災から15年という節目の年を迎えております。震災関連死を含めた死者、それから行方不明者、合わせて2万2,000人を超える大惨事でした。改めまして犠牲になられた方々に心から御冥福をお祈りしたいと思います。

それこそ総務省のほうから協力要請が来ておりまして、掲揚塔の国旗と市旗を半旗にすることと、それから職場においては地震が発生した14時46分、放送を合図に黙祷をしてほしいという依頼が来ております。この5階につきましては議会中ということで放送は流れないようにはしておりますけれども、そういった取組を市としてやっていくことにしております。

それこそ今、南海トラフ、巨大地震という話題がすごく提起をされておりまして、今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率が非常に高いといったことが言われております。井原市は南海トラフ地震の防災対策推進地域というのに指定をされておりまして、この地域というのは結構幅が広いんですけど、東海、近畿はもうほぼ全域が指定されてまして、四国も全域が指定されてます。九州は南、東九州が指定されてまして、あとは瀬戸内海の沿岸が指定されているんですけども、井原市はぎりぎり指定されています。高梁市は指定から外れてるんですけども、井原市は指定されている。これはどういったことかといいますと、震度6弱の地震が来るということが想定をされていますので、この地域に指定をされているということでもあります。

今朝の新聞に、岡山県が南海トラフの被害想定を13年ぶりに見直したという記事が載っておりました。最大震度6弱は残念ながら変わっていません。6弱が起こる可能性があるということでもあります。それから、直接死、亡くなられる方が2名、これは13年前に比べると1人減っているという想定です。それから、全壊、焼失、要は建物が全壊もしくは焼けてしまうというのが47件ということで、これは13年前から比較しますと11件減っているということになるんですけれども、その代わりに災害関連死というものが井原市3人から7人というような発表がされておまして、これは新たに追加で出てきたということでもあります。

それこそ、巨大地震といいますと、なかなか行政といいますか、公助というのは大変難しいんだろうというふうに思ってます、何年か前に総務省の消防庁から首長に対して危機管理の心構えというものが発出をされてます。休日とかいろんな想定があるんですけれども、そういった災害が発生したときには、まずは駆けつける。要は職場、市でいいますと井原市役所ですね、市役所へまず駆けつける。態勢を整える。その次に、状況を把握する。それから先はいろいろステップがあるんですけれども、対応の判断をする、市民の人に周知するというふうに関係する段階があるんですけれども、巨大地震が発生した場合には、駆けつけることも態勢を整えることも相当時間がかかるんだろうと思っています。

そういった中、やっぱり市民の皆さんには日頃から備えていただくということが大変大事なんだろうと思っています。震度6弱の地震が本当に来ると、家屋の倒壊というものが、それこそさっきの想定で言いますと47件と出ておりますけれども、昭和56年以前の建物の、要は旧耐震基準の建物については耐震診断なり耐震改修工事をする際には国が補助制度を設けています。この制度を昨年、国は、拡充して見直しました。本市におきましても国に準じた改正をしております。そういった制度をしっかりと使ってもらうこと、それから家具の転倒防止ですとか、あと備蓄品、要はそういった日頃からの備えしかないんだろうというふうに思っています。行政とすれば、そういったことをしっかりと市民の皆さんに啓発をしていきたいということを今日改めて思ったところであります。

そういった中、本日は予算決算委員会を開催をいただきました。皆様方には、御多忙の中、お繰り合わせ御出席いただきまして大変ありがとうございます。

この委員会に付託されております案件でございますが、令和7年度の一般会計のほか特別会計2件、企業会計2件の補正予算、それから令和8年度一般会計当初予算ということになっております。本日から2日間の長丁場となりますけれども、どうか慎重に御審議をお願いしたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

〈議長挨拶〉

〈議案第 1 号 令和 7 年度井原市一般会計補正予算（第 8 号）〉

〈歳入〉

〈なし〉

〈歳出第 15 款 総務費〉

委員（西村慎次郎君） 26、27の戸籍住民基本台帳費のシステム改修費について質問します。

まず、SE単価を教えてくださいのと、SEの作業内容は想像するにパッケージの適用作業と、あと修正した内容のテスト作業、確認作業ぐらいかなと思うんですけど、その内訳をまず教えてください。

市民課長（藤田昌巳君） SE単価とSEの作業内容についてでございます。

SE単価のほうですが、このたびのシステム改修につきましては、住民基本台帳システムと、それから戸籍付票システムの改修があります。それぞれ業者が違いますので、まず住民基本台帳システムにつきましてはSEの単価が8万8,000円、税込みです。戸籍付票システムのSE単価のほうで6万3,250円になります。

住民基本台帳システムのほうのSE作業の内容なんですけれども、内訳としまして、住基のインタフェースの変更、それから使用するメニュー機能、ジョブネットの有効化、それから旧氏の振り仮名の一括市町村記録、氏名の振り仮名の一括市町村記録などの内容になっております。戸籍付票システムの内訳内容ですが、適用計画進捗管理、それからプログラムの適用、本番立ち上げ作業などが入っております。

以上でございます。

委員（西村慎次郎君） 単価がちょっと聞きづらかったんですけど、住民基本台帳のほうで1万8,000円。〔市民課長（藤田昌巳君）「8万8,000円です。」と呼ぶ。〕8万8,000円。戸籍付票のほうで6万……。〔市民課長（藤田昌巳君）「3,250円です。」と呼ぶ。〕この差は業者が違うからということですかね。〔市民課長（藤田昌巳君）「そうです。」と呼ぶ。〕

委員長（惣台己吉君） 挙手をお願いします。

市民課長（藤田昌巳君） そのとおりでございます。

すいません。

委員（西村慎次郎君） 分かりました。

財源は一般財源になってるんですけど、来年度以降に国からの補助金が出るとか、そのあたりはあるのでしょうか。

市民課長（藤田昌巳君） 財源のほうは、国のほうから10分の10の補助事業とはなっておりますが、限度額がついております。

以上でございます。

委員（西村慎次郎君） 一般財源で負担しなくちゃいけない部分が井原市においてはあるのか、ないのか。

市民課長（藤田昌巳君） 国のほうの限度額を超えた状態になりますので、一般財源からの持ち出しが出てくると思われます。

委員（西村慎次郎君） 幾らぐらいを想定されてますか。

市民課長（藤田昌巳君） 国のほうの補助金ですけれども、団体の規模に応じて金額が決められておりまして、すいません、まだ内示が出ておりませんので確定はできておりませんので、今現段階では一般財源からの持ち出しということになります。

委員（西村慎次郎君） 分かりました。

あと最後1点、これによって保守費は上がりますか。上がるのであればどれぐらい上がりますか。

市民課長（藤田昌巳君） 今現時点で保守費が上がるということは聞いてはおりません。

〈なし〉

〈歳出第20款 民生費〉

〈なし〉

〈歳出第25款 衛生費〉

〈なし〉

〈歳出第35款 農林水産業費〉

〈なし〉

〈歳出第 4 0 款 商工費〉

〈なし〉

〈歳出第 4 5 款 土木費〉

〈なし〉

〈休憩中、執行部説明員入替〉

〈歳出第 5 5 款 教育費〉

〈なし〉

〈一般会計補正予算全般についての総括質疑〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈休憩中、執行部説明員入替〉

〈議案第 2 号 令和 7 年度井原市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第 3 号 令和 7 年度井原市美星地区畑地かんがい給水事業特別会計補正予算（第 2 号）〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第 4 号 令和 7 年度井原市水道事業会計補正予算（第 2 号）〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第 5 号 令和 7 年度井原市下水道事業会計補正予算（第 3 号）〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈休憩中、執行部説明員入替〉

〈議案第 6 号 令和 8 年度井原市一般会計予算〉

〈歳入第 5 款 市税から第 5 0 款使用料及び手数料〉

〈なし〉

〈歳入第 5 5 款 国庫支出金から第 6 0 款 県支出金〉

〈なし〉

〈歳入第 6 5 款 財産収入から第 9 0 款 市債〉

〈なし〉

〈歳入全般についての総括質疑〉

〈なし〉

〈歳出第 1 0 款 議会費〉

〈なし〉

〈歳出第 1 5 款 総務費〉

委員（大滝文則君） 住民戸籍、住民基本台帳費になるんでしょうか、ページは 1 1 8、

9のマイナンバーカードの現在の普及率、最近の進捗状況、それから県下でどのあたりに普及率としてあるのか、そのあたり御説明いただきたいと思いますが。

市民課長（藤田昌巳君） マイナンバーカードの普及率ということでございます。

今、マイナンバーカードの保有率という言葉をよく使っておりますが、井原市のほうが82.8%で岡山県は81.7%、ちなみに全国も81.7%で、県それから全国を上回っている状態でございます。

県下について何位ぐらいかというところは、15市で4番目に位置しております。

以上です。

委員（大滝文則君） 普及率の伸びが横ばいとなつてくると思うんですけども、今後どういうふうな状況を思うとんか、体制を整えればもう一段普及率が上がるというような、そしてそのことを踏まえて井原市としてどういうふうな対応するかという考えがあるでしょうか。

市民課長（藤田昌巳君） 今後の伸びということでございますけれども、大分上がってきておりまして、近年、前年の伸び率が0.何%ぐらいの伸びですので、今後、書かない窓口とか行かない窓口を今ちょうどしておりますけれども、それによってコンビニ交付ということもできるようになりますので、そういったことをしっかり周知していきまして、マイナンバーカードを持つことの優位性をアピールしていきたいと思っております。

以上でございます。

市民課長（藤田昌巳君） 今取られてない人へは何らかの理由があつて、それをカバーすることをまた今後考えていかないけんと思うんですけども、今後普及率が向上するようによろしくをお願いします。終わります。

委員（佐藤 豊君） すいません、111ページの負担金補助及び交付金のところの岡山県消防ヘリコプター運航連絡協議会負担金、算出方法はこういった形で負担金の金額が出てくるのでしょうか。

危機管理課長（梶井克也君） 岡山県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会への負担金の算出方法でございますが、岡山市は別にヘリコプターを持っておられますので、岡山市以外の倉敷市ほかの、井原市も含めますが、そちらの人口割と均等割というのがございます。そちらで負担金が計算されて、本市のほうへ負担金の請求があるものでございます。

以上でございます。

委員（佐藤 豊君） ドクターヘリとは違うわけでしょうか。防災ヘリとドクターヘリの利用の違いはあるのでしょうか。

危機管理課長（梶井克也君） 防災ヘリコプターというような言い方をされておりますけれども、火災でありましたり病人の方の搬送にも使われております。川崎医大とか、ああい

ったところの多分ドクターヘリのような言い方をされていると思います。

以上です。

委員（佐藤 豊君） 終わります。

委員（西村慎次郎君） 予算書の98、99、100、101ページで、基幹システムの標準化の移行作業が今年度で終了して1月から本番ということですが、保守費っていうかランニングコスト、1月からの本番運用からかかっていく費用は先ほどの101に書いてあるクラウド利用料なのか別なのか、ランニングコストがどれぐらいかかるか教えてください。

総合政策部参与（岩本展到君） 標準化後のランニングコストなんですが、予算書でいいますと101ページのクラウド利用料と、あと器具使用料の中に一部、ガバクラの中のシステムを使うという意味での利用料が今後出てくるようになると思います。

委員（西村慎次郎君） 1月から3月までの、そのクラウド利用料とか器具使用料というのは、この予算書の中に入っているという理解でよくって、クラウド利用料であれば2,617万3,000円が今回新たに標準化されていく20業務の3か月分のシステム維持管理料という理解でいいですかね。

総合政策部参与（岩本展到君） そのとおりでございます。

委員（西村慎次郎君） そうすると、3か月でこれじゃと、年間、来年度、令和9年度以降はこれを4倍した額がかかっていくのかなと思うんですが、現状の維持管理費と比較して、今回標準化システムに変わることランニングコストは増えていくのか、同じぐらいなのか、減るのか、どうなっていくんですか。

総合政策部参与（岩本展到君） まだ標準化に完全に移行してないので比較というのは非常に難しいと考えております。ただ、今ある材料だけで比較できる範囲でこちらもしてみたところ、これまでと大きく違うところは、これまではハードであるとかソフトというのはリースなりで買い取って庁内に設置して運用しておりました。今後は全て、ハードもソフトもクラウドにあるものを市が借りて使うというような考えに変わっていきます。ということで、保守料とかというものが今後はどんどんなくなっていくように思っております。代わりにクラウドの使用料であるとか通信費が新たに発生します。このクラウドの使用料、通信費はこれまでなかったものですので、この分は単純に増加すると考えております。そのほかにつきましては若干増加はしておりますが、昨今の人件費、物価高騰を勘案すれば、ほぼ標準化していなくてもそのぐらいは上がるだろうというようなレベルで、ほぼ変わらずと。単純に上がるのはクラウドの利用料、この分はなかったものですので、そこは単純に上がるというふうに見ております。

委員（西村慎次郎君） 上がっていくクラウド利用料というのは、これは国が補助してくださるのか、一般財源で賄っていくようになっていくのか、どうなっていくんでしょうか。

総合政策部参与（岩本展到君） そもそもこの標準化というのは国主導で始まったものですので、この増加分については現在は国はしばらくの間は何らかの形で措置するというふうに言っておりますが、今後それが減額になるとか打ち切りになるとかというようなことになるようでしたら、それは違うなっていうことを思いますので、あらゆる手段を使って要望等してまいりたいというふうに考えております。

委員（西村慎次郎君） ありがとうございます。

委員（沖久教人君） 先ほどは失礼しました。

ページ数が103ページの分譲宅地開発助成金3,000万円についてです。

昨年の予算では、2月2,000万円ということでありました。

まず、昨年の実績についてお聞かせいただけたらと思います。

企画振興課長（片山直紀君） すみません、昨年の実績というのは令和6年度の実績ということでしょうか。

委員（沖久教人君） はい。

企画振興課長（片山直紀君） 令和6年度の実績でございます。

5事業者、5か所開発をいたしまして、合計24区画が整備をされております。

委員（沖久教人君） 5事業者で24区画で、今年が3,000万円という額になっていきます。その理由について何かあるんでしょうか。

企画振興課長（片山直紀君） 分譲宅地開発助成金につきましては1区画100万円という限度額を設けておりますが、来年度こういった開発をしたい、事業をしたいというような御相談を受けたものを予算計上させていただいております。

委員（沖久教人君） この上限というものはなく、業者が要望を出してきたらそれを全部上げるという考えでよかったでしょうか。

企画振興課長（片山直紀君） 予算上は1区画当たり100万円ということで計上させていただいておりますが、実際の補助金を交付する際には、その工事内容が金額的に適正なものかどうかというところは審査はしております。

委員（沖久教人君） この移住・定住対策事業の中にこれは入っているライフのメニューだと思います。

このほかにも空き家対策とかいろいろな対策が組まれている中で、この3,000万円、令和6が1,000万円、令和7が2,000万円で、今回上がってきているのが3,000万円ということになっておりますので、もう少しその辺は考えていく必要があるのではな

いかと思います。

以上です。

委員（坊野公治君） すいません、この分譲宅地の関連で1件。

5事業者というふうにお答えいただいたんですが、この事業者の市内、市外の業者の比率というか数を教えてもらえますか。

企画振興課長（片山直紀君） 令和6年度実績の事業者の内訳ですが、市外が3事業者、市内が1事業者になっております。1事業者が2か所という意味です。

委員（坊野公治君） 分かりました。

開発の24区画の、小学校区で構いませんから地区割りの地域を教えてくださいませんか。

企画振興課長（片山直紀君） 小学校区で申しますと、出部小学校区、西江原小学校区、高屋小学校区になっております。

委員（坊野公治君） 細かい数字は分かりますか。

企画振興課長（片山直紀君） 順番が入れ替わって申し訳ございません。西江原が3区画、高屋が4区画、出部が17区画になります。

委員（坊野公治君） 分かりました。

この中で、今日言う話かどうか分からんのですが、開発されるところは多分業者は自動的にもう開発されるんですけど、そこに市として補助金を出すのは私はずっとおかしいと思っていますので、そういった開発、なかなかしていただかないところに補助金をつけるのが本来の補助金の在り方ではないかなというふうなことはずっと思っております。

その中で、ゼロにするのではなくて、開発されるところは例えば50万円にするとか、開発しにくいところは200万円にするとか、そういった議論というのはこの予算づけをされるときにされてますか。

企画振興課長（片山直紀君） 現在は一律で考えておりまして、令和8年度予算を計上する際にその検討はしておりません。

委員（坊野公治君） 新年度予算でありますのでこの予算をどうこういうことはないと思いますが、今後はそういったことも検討していただきたいと思います。

以上です。

委員（松本周平君） 確認になります。地域創生費についてなんですけれども、今年度の予算にふるさと住民登録制度に関する予算が一切計上されてないんですけれども、これは参加しないという判断なのか、それとも予算措置は不要と判断したのか、その点についてお答えいただけたらと思います。

企画振興課長（片山直紀君） 令和8年度中にそのスキームの研究を進めるということで

現在取り組んでおります。

委員（松本周平君） くれぐれも乗り遅れないようにだけお願いいたします。

以上です。

〈なし〉

〈休憩中、執行部説明員入替〉

〈歳出第20款 民生費〉

委員（妹尾文彦君） 予算書の145ページの高齢者等見守り配食事業の補助金について少しお伺いしたいと思います。

対象事業者が井原全域に配達が可能であることで、原則として弁当の手渡しによる見守りを実施することができる体制があることとありますけれども、これは業者さんに高齢者の方とか見守りをしてほしい方には必ず手渡しをしてもらうということが義務づけられるというか、そういうふうになるのでしょうか。

健康福祉部次長（中山浩一君） 原則として手渡し、顔を見て手渡しをするということでございまして、例えば配送される側の都合で、その日は時間がということであれば、その場合には専用のボックスなどに入れるようなことをするという運用を考えておりますが、原則とすれば一軒一軒届けていただいて手渡しをしていただくということを要件としております。

以上です。

委員（妹尾文彦君） ここで人数を1%というふうにして見られてますけれども、これは高齢者の方で、うちは見守りをしてほしいというふうな届出をしたような人を想定されているということよろしいでしょうか。

健康福祉部次長（中山浩一君） この1%というのは説明でも申し上げましたように、他市の同様事業、これで0.8から1.2%ということで試算をしておるものです。この他市の事業については、特に見守りをしてほしい方という制限もなく、一人暮らし、高齢者のみ世帯ということでの試算であったことから、この1%につきましては特に見守りをしてほしい方ということではなく、65歳以上の独り暮らしまたは高齢者独り暮らしのみ世帯、それから障害者手帳を所持している方のみの世帯ということを考えております。

以上です。

委員（妹尾文彦君） 65歳以上の方でも元気な方とか必要がないとかというふうな方もおられると思うので、必要な方にサービスを届けるためにしたほうがいいと思うんですけど、そのあたりはお考えはどうでしょう。

健康福祉部次長（中山浩一君） もちろん、見守りが必要な方には、市内全域で行っていただくということですので、届くと思います。また、御説明にもありましたように、今まで行っておりました食の確保事業、ここについて事業者が配送区域で行けないというふうなこともございましたので、65歳、希望される方全員に行っていただいて、要は業者を確保するというのを最善として考えたところでございます。

以上です。

委員（妹尾文彦君） ありがとうございます。

そしたら次に、全域に、これから配食をしてほしいというのを皆さんに知ってもらっていますか、こういう制度があるんですよとか広めたりするのはどのような形で行われるんでしょうか。

健康福祉部次長（中山浩一君） まず、先ほど申しましたように登録の事業者、ここを募集するというのを、予算成立後速やかに行いまして、登録の事業者をまず決めていただきます。この事業者が決まった後に市内へ周知をしまして、この配食を届けていただきたいという方につきましてはこの事業者に直接お問合せくださいという周知をしていくというふうな計画を持っております。

以上です。

委員（妹尾文彦君） 分かりました。

それで、この想定している金額なんですけれども、これは今160人が305日で出されてると思うんですけど、週に3回とか2回とかという人もいると思うんですが、マックス、一番最高でこれぐらいという想定なんでしょうか、それともまた人数増えてくるとこれが増えていったりすることもあるのかというのを伺います。

健康福祉部次長（中山浩一君） 人数につきましてはあくまでも試算でございます。しかしながら、予算でございますので途中でなくなるということを避けないといけないということで、日数で調整をして、人数が増えた分についてはこの日数、当然週3回であったりとかという方もいらっしゃると思いますので、人数が増えた分についてはこの予算内で対応ができるというふうに見込んでおりまして、これ以上増えるということはないというふうに見込んで計上させていただいてる予算でございます。

以上です。

委員（妹尾文彦君） そうですね、もう一つ、見守りで手渡ししてほしいという方がお

られたときに、その方が配送したときに出てこなかったというときの対応マニュアルみたいなものは作らないといけない、業者のほうにさせていただかないといけないんですけど、そういうことをしていただくというのは決められておられるんでしょうか。

健康福祉部次長（中山浩一君） 基本的には、異常を感じたときには親族であったり、例えばですけど、その配食先に緊急の連絡先を伺っているということもございますので、家族であったりだとか、当然市役所に連絡をいただく、また救急車が必要な場合については関係機関に連絡をいただくというふうなことはお願いするというふうに考えております。

以上です。

委員（妹尾文彦君） 分かりました。

以上です。

委員（山田幾久枝君） 私も今の同様の見守り配食に関してなんですが、配達ができない区域というのは具体的にはどの辺りがあるんでしょうか。

健康福祉部次長（中山浩一君） 現在、配送区域外になっているのが、例えば芳井町でいいますと、今配送区域外ということで食の確保事業で行ってございました区域外でございますが、芳井町の一部、これが梶江、築瀬、与井、吉井のいわゆる芳井地区でいうところの平たん部、これを除く、それから芳井油木線のこれの日南までの沿線沿い、これを除く、芳井の場合は沿線から枝に分かれていてそれぞれに集落があるという地域特性を持っておりますので、その部分に対して食の確保事業では行っていただいております。恐らく、だからここになるのかということと、美星町の一部については黒忠と芳井町の隣接地域が食の確保事業で行っていただいたところでございます。ただ、いわゆる民間の事業者につきましては、それ以外にも配送区域外ということでされていたところはあるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

委員（山田幾久枝君） この事業の、市民の側でその地域、配達してもらえなかった地域が配達してもらええるための補助であれば納得できるのですが、井原地区とか、この辺予算入っておりますよね。民間事業者さんが、今現状で私把握してるところですと、460円とか570円とかで配送料込みで成り立っている民間事業に向けて、そのプラスアルファのこの補助金を差し上げることが本当に必要なのかなという。ほかにも予算の使い方はあるのであって、その行われていない、配達が難しい区域であっても事業者側が試算をしてみて、このエリアに関して配達するにはこれくらいのコストがかかるというところが出てきて、それを賄うための補助金であれば、多分広く市民の皆様も納得されるものだと思うんですが、私も見ても、これに関して事業者保護のような感じで、利用者さんのほうにメリットがないと

いうんですか、もしこれが、他の市町でされている場合でも、いいなと思う制度は、その高齢者の方の収入によって、こういった一般的に460円、570円の配食を受けるのも難しいところにその金額補助をしたりすることに関しては妥当だなと思うんですけれども、この対象者が、何か見守り対象者65歳以上、独り暮らしで、あとは高齢者のみ世帯というふうなくくりであれば、そこがあえて必要かなという、プラスこの事業が必要かなという、補助金事業が必要かなというのをすごく疑問に思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部次長（中山浩一君） 先ほども申し上げましたように、食の確保事業、これで行っていただいた配送区域外のところ、これには1件660円で行っていただいております。当然、毎年、他の市内の業者さんにもこの金額で行けますか、行けませんかということのお問合せはしております。その中で出てきたのは、やはり660円では全く業として合わないということでした。ですから、配送区域外に行くということを考えると、市内全域を対象として、考えようによっては配送を延べて経費としてやっていただくということで、業者さんの安定した配送事業につながるのではないかなというふうに考えて、このような計画をしたところでございます。

以上です。

委員（山田幾久枝君） 今の御説明を聞いても、やはり必要以上だとは感じます。ですので、今後御検討いただきたいなと思います。

あとは、元気なお年寄りたちに対して必要以上に配食を受けることを勧めるのは高齢者福祉としてもあまり望ましくなくて、あくまで食事を自分で賄うということを自分でやるほうが認知症予防やいろいろフレイル予防のほうにつながっていくので、むやみに補助金等で助けるということが本来の意味での助けにはならないのではないかなという懸念もありますので、その点をお伝えして終わります。

委員（大滝文則君） 一昨日、こういう質問をするかということで担当部のほうへ行って話をしたんですけども、ほとんど資料によって説明に代わるようなことになっておりますので、改めて違う質問をさせていただきます。

この配食サービスについては、厚生労働省が平成8年、また平成29年にそれぞれガイドラインを作成して各市町へ送付してるという実態がございます。その厚生労働省が示した指針、ガイドラインと相当、このたびの補助事業というのは違っている、同一部分もあるんですけども、相当部は、これ業者に有利なような、先ほど山田委員も言われましたけども、業者のほうに有利なような制度設計になつてくると思うんですけれども、ガイドライン等々についてのことについては考慮せずに作成したということで認識すればよろしいでしょうか。

健康福祉部次長（中山浩一君） 業者に有利な制度になっているということでございます

が、なかなかある程度のインセンティブを与えないと業者さんも参入していただけないと、全地域へ行っていただけないという現状があったというところから考えて補助制度というふうにしたところでございます。

委員（大滝文則君） 答弁漏れ。

健康福祉部次長（中山浩一君） 先ほど委員さんおっしゃられた厚労省の指針については、まず市内全域に届けることということを考えて行ったものですので、申し訳ございません、考慮には入れておりません。

委員（大滝文則君） この今の制度設計は、ガイドラインから相当ずれとるなということを確認したかったということで、ほかの市町の状況をいろいろ、最近ですからネットで調べることができるんですけども、ほぼ100%その指針に沿ってつくられていると思われるんですけども、そこで一番大切なのは、受益者たる方がこの今の制度でいうと、元気な人も含まれる可能性が多分に感じられるということですけども、そのあたりの判断を業者に任すのか、市がきちっとしたチェックリストを作って行っていくのか、チェックリストが仮にできているということであればそれをお示しいただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

健康福祉部次長（中山浩一君） 考え方とすれば、毎月の配食実績に応じて、それぞれ実績報告、名簿を上げていただきます。その中で対象は誰かというところを市がチェックするというふうな体制を考えております。まだ具体的なシートについては現在作成中でございます。

以上です。

委員（大滝文則君） 補助金というんか、受益者が誰なんかということになると、この受益者はこの制度でいうたら、あくまでも事業経営の補助としか思えないと。先ほど言うたように、本来の配食サービスというのは弱者、調理ができない人とか介護認定を受けて十分に買物も行けないとか、そういった方をピンポイントでカバーするのが本来の目的ではなかったかと思うんですけども、全くそういうふうなことがないように見受けられるんですけども、そういったふうな検討はされないで、とにかく業者が優先で進められとるということでしょうか。

健康福祉部次長（中山浩一君） 業者が優先というんか、市内全域にお弁当を届けていただくということを第一に実施を考えたものでございます。

以上です。

委員（大滝文則君） 明らかにほんなら業者優先ですね。業者へ対する、業者の経営補助にしか思えん答弁なんですけども、そういうふうに理解すればよろしいですか。

健康福祉部次長（中山浩一君） 市内全域の、いわゆる高齢者のところへ弁当を届けていただくということで業者に与えるものということでいえば、そのとおりかと思います。

委員（大滝文則君） 例えば、私も高齢者になってます。高齢者世帯になっています。70前後のもんが2人で住んどって弁当を取ったら、それも該当するということによろしいですか。

健康福祉部次長（中山浩一君） 現在のところ、高齢者のみ世帯には対象というふうに考えておりますので、該当するというふうに考えております。

委員（大滝文則君） 幾ら考えても業者への補助金としか思えない制度が果たして必要なのか。やっぱり、それは先ほど山田委員が言ったように、栄養改善が必要な人、そして1人では調理ができない人等々へするのは当然のことじゃと思うんですけども、その制度設計というものをもっときちっとして、ほかの市町を見ても、例えば福山市じゃたらちゃんとした自立支援事業配食サービスフロー図と、総社市においてもチェックリストを作ったり、いろんなことをしながらみんな進めているのが、あまりにも緩過ぎるんじゃないかと思うんですけども、そのあたりどういうふうに思われますか。

健康福祉部次長（中山浩一君） 他市と本市の一番の違いは、先ほどおっしゃられたように、事業者の経営というのが、福山市なんかはたくさん大きな業者があってできるということもございます。本市の場合ですと、なかなか全市に行っていただく事業所がないという状況がございましたので、行っていただくにはどのようにすればいいかと考えたところで、このような補助制度を考えたところでございます。

以上です。

委員（大滝文則君） 先ほど山田委員さんも言いましたけども、業者というのは基本的に経営が成り立つ単価設定をすりゃあいいと思うんですよ。それを、例えば所得が少ない人、補助をするんなら非課税世帯にするというのは分かるけども、仮に私の例を取りますと、そこそこ今もらっておりますし、それこそまだ元気しておりますし、そこが弁当を注文したら、そこへも補助を出すのはどうも理解し難いんですけども、そのあたりはどういうふうにお考えですか。

健康福祉部次長（中山浩一君） これは弁当代というよりも配送していただくことのコストを考えておりますので、当然その配送ルートの中には元気な方もいらっしゃるかと思いますが、届けなければいけない方のところへ届けるということをまず第1に考えた結果、その元気な方へも行くと言われればそのような制度になっているのかというふうに考えております。

以上です。

委員（大滝文則君） これ、福祉関係なんですけど、それが本当に福祉の予算ですか。そういうふうには自信を持って言える形になつとると思ひですか。どうも、さっき言った、これでしたらもう商工観光の補助金のような気がして仕方がないですけども、そのあたりどういうふうなことになるんでしょうか。

副市長（猪原慎太郎君） いろんな委員さんからの御意見いただいております。

事業所支援ではないかということのようでありますけれども、事業所支援といったつもりはございませんで、あくまでもインセンティブを与えることによってこの事業への参入を促したいというのがまず第1でございます。食の確保事業につきましては、それこそ参考資料、他市の状況をお付けしておりますけれども、はっきり言って本市は遅れていると言わざるを得ない状況でございます。そういう状況の中で、この確保事業を成り立たせていくためには、まずは民間の参入、もちろん直営というやり方も考えられるんでしょうけれども、これはもう当然のことながらマンパワー的にも無理ということなので、要は民間活力を導入したい、活用したいというのがございます。そういった中で、民間の方の参入を促す手法としてこういったやり方を考えておりまして、これをもって食の確保、それから孤独の防止につなげていきたいというふうに思っております。

委員（大滝文則君） 幾ら聞いても納得し難い説明としか思えませんが、やはり福祉サービスとしたら、業者は先ほど言いましたように採算が合うように、どの業者もそうじゃと思うんです。採算が合うような単価を設定して運営していくのが会社の経営ですから。その経営に、ちょっと厳しいから補助出しますということでは、この本来の目的から相当ずれてきていると。先ほど言いましたように、厚労省が出した指針を、今さっき各市町もありました、僕も相当全国、岡山県内調べたけれども、それに沿った指針で制度設計されてます。井原だけが特段そういう業者を優遇したような制度設計になることは理解し難いんですけども、もう少し考えまして、あしたの総括質疑でもう一回聞きます。終わります。

委員（多賀信祥君） 分かりやすい資料をありがとうございました。

理解が進んでるんですけど、幾つか伺いたいのが、まず募集を募る事業者、補助を考えてる事業者は複数想定されてるんですか、1社だけ。

健康福祉部次長（中山浩一君） 現在、市内にお弁当を配達いただいている業者さんが5社ございます。この5社さんにこういう条件で登録されませんかという募集をかけたいと。それと併せてホームページにも公表して、市内外から幅広くやっていただける業者は集めていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員（多賀信祥君） 手を挙げられたところは全て対象ですか。3社挙げられたら3社、

その補助事業の対象。

健康福祉部次長（中山浩一君） 要件に合う方でありましたら登録をして、配達をいただいた実績に応じて補助金を交付したいというふうに考えております。

委員（多賀信祥君） あと、このモデルが他市の表を出していただいているんですけど、これ先ほど来、委員皆さん言われているように、食の支援が必要な人を特定して、その方が申請をされたら配食サービスを市が委託するという形だと思うんですよ。補助っていう形は井原市だけだと思います。

県外で同様の事例ってあるんでしょうか。

健康福祉部次長（中山浩一君） 全国には数件あるというふうにはインターネットなんかの情報ではございますけども、近隣では委託が多くなっております。

委員（多賀信祥君） 心配なのが、この予算が十分なのか、その基準が分からないので1,300万円で足りるのか、全然足りないのか。スタートして、これじゃ全然足りないって言うと、やっぱりこのスタートの仕方だと、事業者から要求されたらこれが翌年倍になるとか、そういうことも想定できるのかなと思ってます。

それで、先ほど山田委員から聞かれた、井原は今の事業者さんが価格転嫁を既にされとって、今のお弁当の単価で経営を十分されてる。ここ、算出でいうと、説明では芳井、美星で上がる分を延べて井原地区にも割り算するとかいう数字ですよっていうことだったと思うんですけど、芳井、美星だけでいくと年間どれぐらいなんでしょう。

事業者から意見聴取されたっていうことを聞いたような気がするんですよ。そうすると、とんでも合わないから井原を延べにしたということであると、その言われた金額を教えてください。

健康福祉部次長（中山浩一君） 食の確保事業で行ってございました660円、これではもう全く合わないということですので、660円以上で、早く言えば金額が算出できないということのお返事をいただいております。

委員（多賀信祥君） だから、今のをずっと、ほかの委員さんからとのやり取りでいうと、要は配食サービスの区域を美星、芳井にも広げてほしいっていうのが、恐らくそこがスタートだとしたら、芳井、美星へ配食してくれる人に200万円出しますって補助金を出したほうが分かりやすいと思うんです。しかも、それが商工のほうの補助金のほうが分かりやすいかなという内容の質問を委員さんされたと思うんですけど、そういう仕立てには何でしなかったのか。

健康福祉部次長（中山浩一君） そこについては、こっちの費目が老人福祉費ということでもありますし、御高齢の方に行っていただくと。弁当を届けるとともに、併せて見守りも

していただきたいということで、高齢者の事業として考えたところでございます。

委員（多賀信祥君） 見守りは他市の、もうこれ要件、手渡しっていうのを明言されてるけど、今の説明だと、これマストじゃないですよ。ということは、御飯を全然触ってないってというのが翌日分かるっていうのを想像してしまうんですよ。だから、今のこの議案でいうと、そこはもう言わんほうがえかったと思うんですけど、そこを混ぜられると何か混乱してしまうんです。

なので、さっき言う、本来のスタートは芳井、美星に配達してくれる事業者が欲しいということですよ。

健康福祉部次長（中山浩一君） そのとおり、芳井、美星も含めて市内全域ということが主目的であるというところでございます。

委員（多賀信祥君） 終わります。

委員（松本周平君） 1点だけ確認させていただきたいんですけども、今回のこの参入インセンティブの確保っていうワードが出てきてまして、地方財政法だったり地方自治法において、この補助単価を設定することを正当化できる具体的な条文というのはありますか。

副市長（猪原慎太郎君） 委員が言われたような、法的にそれを何の担保できるものはないと思っておりますけれども、この単価の設定に当たりましてはタブレットにアップしております他市の状況の単価、それを参考にして決めさせてもらったということであります。

委員（松本周平君） ありがとうございます。

〈なし〉

〈歳出第25款 衛生費〉

委員（山田幾久枝君） 171ページの5歳児健診についてなんですが、これは何を目的に、また新たにされるというところ、井原市の場合は考えられていますか。

健康医療課長（西本訓子君） 5歳児健診ですが、5歳児健診は子供の情緒や社会性の発達状況、課題などに対する気づきの場としての役割があります。必要に応じて、保健・医療・福祉など、子供の特性に合わせた適切な支援につなげることを目的としております。

以上になります。

委員（山田幾久枝君） ということで、多くの場合、就学前に発達障害的なところ、いろいろ保護者が御心配になっているところを明らかにしようという意味と今の答弁からも受け取ったんですけども、それでこれを実施した場合、実施だけではなくて、そこから問題点

が今まで以上に浮かび上がってくるんですね。就学前に浮かび上がってくることはいいことなのですが、それで浮かび上がってきたたくさんのもを処理することも併せてされないと。

ですから、具体的に申し上げますと、小学校に入ったときに放課後児童クラブではなくて放課後デイサービスのほう利用しようと思った場合、その受皿も併せて用意する、それからちょっと心配なのではないかと思ったときにその診断を受けるべき病院、これが市内にはないと思います。

私、実際児童クラブ等で見えてきたときには、笠岡の市民病院、笠岡の第一病院、倉敷のこども病院などでの診断を受けて、しかも気になられてから1年ぐらいかかったりするんですね、最長。本当に4月、5月に分かったときには、そこから診断が出るまでに1年ぐらいかかるという。その間には、市のほうは臨時の対応として、先に手帳をくださって、受給者証をくださって施設は利用できたりはするんですけども、その総数が一層増えてくるのではないかと。上がってくることはよいことなのですが、対策が同時に取られていないと、子供や保護者の不安、あとは利用しようとする施設が競争的になって、今でも利用できないという方は聞きますし、利用日数が減ってくるとかということも懸念されますので、その点も併せての市の事業として進めていただきたいということをお伝えしたいと思います。

〈なし〉

〈休憩中、執行部説明員入替〉

〈歳出第30款 労働費〉

〈なし〉

〈歳出第35款 農林水産業費〉

〈なし〉

〈歳出第40款 商工費〉

〈なし〉

〈歳出第45款 土木費〉

〈なし〉

〈歳出第50款 消防費〉

委員（荒木謙二君） 236ページの消防施設費の工事請負費、解体工事費450万円ですが、3か所か4か所程度かなというふうな金額、見て思うんですが、老朽化して不要なものというふうなことです、どここの機庫の解体というふうに予定されとるのかお尋ねするのと、地元との調整というのはどのようにされたのか、その点をお尋ねいたします。

危機管理課長（梶井克也君） 解体工事費の予定しているところの箇所でございますが、3か所ございます。

高屋地区の高草にある消防機庫と、山井田にある機庫、西江原地区の才児にある地区の3か所を予定をしております。

地元との調整につきましては、まず分団のほうに、現在活用状況をまず聞きます。その後に、活用していない、資機材を置いているだけのようでございますと、地元自治会等へ照会をいたしまして、地元自治会で、例えば倉庫として活用したいであったり、もう古くって使い物にならないから不要ですというようなお答えがあったようなところから着手しております。ちなみに4か所本年度は実施しております、本年度につきましては、1か所は荏原地区の青木、高屋地区の、3か所あるんですが、西山、落石、丹生の3か所を既に解体をしているところでございます。

以上でございます。

〈なし〉

〈歳出第60款 災害復旧費〉

〈なし〉

委員長（惣台己吉君） 本日はこれで審査を終了いたしたいと思います。

本日はこれをもって終了いたします。